景観法第１６条第１項（第２項）の規定に基づく

届出に関する熊本市景観計画適合チェックシート

景観法第１６条第１項（第２項）に基づく届出を行う場合は、届出の種類に応じたチェックシートに必要事項を記入し、届出書に添付し提出してください。

**１．届出の種類**

　　□大規模行為届出

　　　２．大規模行為における市全域の景観形成基準等

　　　　　　□建築物・工作物　（２－１）

　□さく及び塀　　　（２－２）

　□開発行為　　　　（２－３）

　□土石及び鉱物　　（２－４）

　□太陽光発電施設　（２－５）

　　　 □熊本市景観計画に定める重点地域内の場合は上記と併せて下記を作成

　　　　　　　３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

　　　　□熊本城周辺地域（３－１）　□水前寺周辺地域（３－２）

□江津湖周辺地域（３－３）　□熊本駅周辺地域（３－４）

□電車通沿線　　（３－５）　□白川沿岸地域　（３－６）

□特定施設届出地区行為届出

　　４．特定施設届出地区における景観形成基準等

□景観形成地区行為届出

　　５．景観形成地区における景観形成基準等